

21 日 獣 発 第 70 号
平成 21 年 6 月 3 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会 長 山 根 義 久
(公印及び契印の押印は省略)

動物に用いられる人用医薬品の人用医薬品卸売販売業 からの販売について

今般、平成 21 年 5 月 18 日付け 21 消安第 1719 号をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長から別添写しのとおり通知があったので、貴会関係者への周知方お願いします。

なお、このたびの通知は、薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 10 号）による改正後の薬事法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）第 138 条第 15 号に規定する卸売販売業の販売等の相手方として厚生労働大臣が適当と認めるものとして、薬事法の一部を改正する法律等の施行等について（平成 21 年 5 月 8 日付け薬発第 0508003 号厚生労働省医薬食品局長通知（<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/2003I210508003.pdf> を参照のこと。))において、「動物飼育施設の長であって獣医師の指示書に基づき、注射用水等の人畜共通用いられる医薬品を使用するもの（同通知 4 (1)⑮カ）」が規定されたが、その運用に当たっての留意点として、①人用医薬品の卸売販売業者から上記注射用水等の医薬品を購入する場合は、原則として、注射用水等が必要となる注射剤に係る指示書の原本又はその写しを当該卸売販売業者に提出すること。②ただし、指示書が通常作成されない消毒薬等については、当該動物飼育施設において、獣医師により適切に医薬品使用の指示が行われていることを確認する書類として、同施設に対し過去 3 カ月以内に発行された指示

書を提出し、同通知の要件を満たしている旨販売業者の確認を受けることについて、各都道府県動物薬事主務部長あて遺漏なき実施を通知したので、本会会員に周知を求められたものです。

注) 本通知は、日本獣医師会ホームページに掲載したことを申し添えます。



21消安第1719号
平成21年5月18日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

動物に用いられる人用医薬品の人用医薬品卸売販売業からの販売について

このことについて、別添写しのとおり各都道府県動物薬事主務部長あて通知しましたので、御留意されるとともに、貴会会員への周知方お願いします。





21消安第1719号
平成21年5月18日

都道府県動物薬事主務部長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

動物に用いられる人用医薬品の人用医薬品卸売販売業からの販売について

このことについて、先般、厚生労働省より薬事法の一部を改正する法律等の施行等について（平成21年5月8日付け薬発第0508003号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「通知」という。）が発出され、薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号）による改正後の薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第138条第15号に規定する卸売販売業の販売等の相手方として厚生労働大臣が適当と認めるものとして、通知4（1）⑮カにおいて「動物飼育施設の長であって獣医師の指示書に基づき、注射用水等の人畜共通に用いられる医薬品を使用するもの」が規定されたところですが、この運用に当たっての留意点は下記のとおりとするので、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

記

動物飼育施設の長が人用医薬品の卸売販売業者から注射用水等の人畜共通に用いられる医薬品を購入する場合は、原則として、当該使用する注射用水等が必要となる注射剤に係る指示書の原本又はその写しを当該卸売販売業者に提出するものとする。ただし、人畜共通に用いられる医薬品であって当該医薬品の使用に係る指示書が通常作成されない消毒薬等については、当該動物飼育施設において、獣医師により適切に医薬品の使用について指示が行われていることを確認する書類として、当該動物飼育施設に対し過去3月以内に発行された指示書を提出し、通知の要件を満たしていることについて販売業者の確認を受けることとする。